

告 示

埼玉県告示第千二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、羽生領島中領用排水路土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和二年九月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
員外理事	野 本 陽 一	埼玉県加須市久下三丁目四百三十一番地